

## 「Oh!弁当で地域のお店応援事業」

# 登録店を募集します！

【登録店募集期間】 令和3年10月4日（月）～令和4年1月31日（月）

※【事業実施期間】 令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）

### 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経営状況が続く地域の飲食店や関連事業者等を応援することを目的に、利用者に販売した弁当代の一部を補助する。

### 2 事業実施期間

令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）

※ 利用者の市への申込期間は、令和3年10月18日（月）～令和4年1月21日（金）

※ 予算上限に達した場合、上記期間中でも終了することがあります。

### 3 補助内容

利用者に販売した**弁当代<sup>※注</sup>の一部**を補助

※注 弁当とは、持ち運びができるように容器に入れた一人用の食事をいう。

【利用者】 新潟市内に在住、在勤、在学している者

※ 暴力団又はその構成員、反社会的な活動をする者は対象外。

【補助要件】 1個当たり**単価3,000円（税抜き）以上**の弁当（持ち帰り又は配達）を  
同一利用者に**まとめて5個以上販売**すること

※ 5個以上であれば、登録店側で、利用者の最低購入個数を別途設定することが可能

＜補助の対象外となるもの＞

配達代、酒類の費用、オードブルなど複数人で食べるもの など

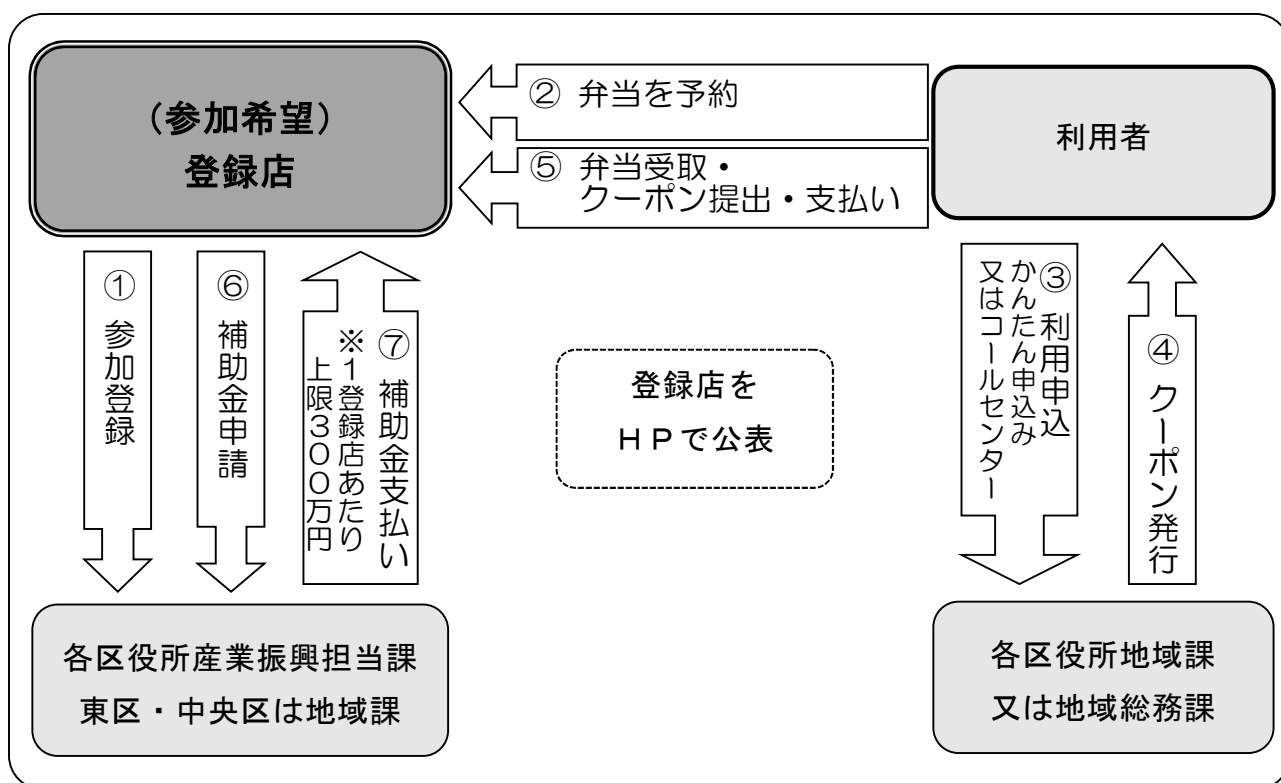
【補助額】 1個当たり税抜き価格の1/2（上限2,000円。1円未満切り捨て）

【補助上限】 1登録店あたり**300万円**（事業実施期間中の総額）

【補助対象期間】 令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）

## 4 事業の流れ 及び 補助方法

- ① 参加を希望する飲食店は、**店舗が所在する区**の区役所産業振興担当課に登録店申込書を提出して、登録をします。登録をした飲食店は、**登録店**として新潟市ホームページで公表します。また、**登録店**には、登録店のステッカーを配布します。
- ② 利用者は、**登録店**に弁当を予約します。（原則、利用する日の10日前に予約）この時点で、クーポン（予約確認書）（以下「クーポン」という。）が発行されていないため、利用者が補助を受けられるかは未定です。  
※ **登録店**は、1店舗あたりの補助上限が300万円となりますので、十分注意し、利用者の予約により**自店が受けられる補助金額を常に管理**してください。
- ③ 利用者は、弁当の予約後、原則、利用する日の10日前までに**新潟市電子申請サービス「かんたん申込み」**又は**新潟市役所コールセンター**で利用の申込みを行い、弁当代の割引を受けられるクーポンの発行を受けます。
- ④ **登録店**は、利用者が会計時にクーポンを提出した場合はクーポンを受け取り、クーポン記載の「割引の上限額」を引いた金額を利用者から受領します。
- ⑤ **登録店**は、新潟市 0h! 弁当で地域のお店応援事業補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市（店舗が所在する区の区役所産業振興担当課）に補助金の交付を申請します。
- ⑥ 市（店舗が所在する区の区役所産業振興担当課）は、申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。補助金の交付を決定した場合は、申請書が到達してから概ね30日以内に**登録店**の指定口座に補助金を支払います。



## 5 登録店の条件

- ① 「新潟市 Oh! 弁当で地域のお店応援事業」の登録店募集要項（本冊子）を確認し、事業内容（弁当の提供、補助対象経費の管理、補助金の請求等）を実施できること。
- ② 新潟市内に店舗があること。
- ③ 食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていること。
- ④ 「外食業の事業継続のためのガイドライン」（一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会作成）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいること。
- ⑤ 市税の未納がない又は徴収猶予を受けていること。また、その確認のため、必要な税務情報の確認や必要な資料を他の行政機関などに求めることに同意すること。
- ⑥ 食品衛生法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。
- ⑦ 国、県、その他の地方公共団体等の制度により、同一の支援を受けていないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと。また、その確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意すること。
  - ・暴力団
  - ・暴力団員
  - ・役員等が暴力団員であるもの
  - ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - ・自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - ・その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

## 6 登録店の申込み・補助金の申請

### (1) 登録店の申込み

Oh! 弁当で地域のお店応援事業登録店申込書に記載し、店舗が所在する区の区役所産業振興担当課に提出してください。登録店として新潟市ホームページで公表します。

### (2) 補助金の申請

申請書に以下書類を添えて、店舗が所在する区の区役所産業振興担当課へ提出してください。

- ・クーポン原本（**提出必須**）
- ・売上明細書等（利用日・個数・単価等内訳のわかるもの）（**提出必須**）
- ・交付申請及び実績額明細書（提出任意）

### (3) 補助金交付申請の受付期間

令和3年11月1日(月)～令和4年2月28日(月) (必着)

※ 可能な限り、ひとつの申請書に複数枚のクーポンをまとめて1か月に1回程度提出をお願いします。

※ 複数回に分けて申請書を提出した場合でも、受けられる補助金額の上限は合計で300万円となります。

### (4) 補助金交付申請の方法

窓口での提出又は郵送

## 7 その他

- ① 予算上限に達した場合、事業実施期間中でも終了することがあります。  
なお、利用者の市への利用の申込みは先着順です。
- ② 本件に伴い生じた事故や損害については自らの責任で対応してください。
- ③ 新潟市地域のお店応援商品券(令和3年12月31日まで利用可)との併用は可能です。

## 8 問合せ先

店舗が所在する区の区役所産業振興担当課

提出先・お問い合わせ先	郵便番号	住所	電話番号
北区役所産業振興課	950-3393	北区東栄町1-1-14	025-387-1356
東区役所地域課産業文化振興室	950-8709	東区下木戸1-4-1	025-250-2170
中央区役所地域課産業文化振興室	951-8553	中央区西堀通6番町866 NEXT21 5階	025-223-7054
江南区役所産業振興課	950-0195	江南区泉町3-4-5	025-382-4809
秋葉区役所産業振興課	956-8601	秋葉区程島2009	0250-25-5689
南区役所産業振興課	950-1292	南区白根1235	025-372-6507
西区役所農政商工課	950-2097	西区寺尾東3-14-41	025-264-7603
西蒲区役所産業観光課	953-8666	西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8417